

# 石川県公報

平成 26 年 6 月 25 日 (水曜日)

号 外

(第 61 号)

## 目 次

### 規 則

- 石川県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 1
- 中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例施行規則を廃止する規則 ( 同 ) 4

○石川県健民自然園条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課) 5

## 規 則

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第二十四号

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則

石川県税条例施行規則 (昭和三十二年石川県規則第十四号) の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「及び第七十八條の六第四項」を「第七十八條の六第四項及び第七十八條の七第四項」に改める。

石川県税条例施行規則様式目次中

- 「第十九号の様式 (その一) 不動産取得税徴収猶予申告書 第二十条
- 第十九号の様式 (その二) 不動産取得税徴収猶予申告書 (被収用不動産等関係) 第二十条
- 第十九号の様式 (その三) 不動産取得税徴収猶予申告書 (譲渡担保財産関係) 第二十条
- 第十九号の様式 (その四) 不動産取得税徴収猶予申告書 (再開発会社関係) 第二十条
- 第十九号の様式 (その五) 不動産取得税徴収猶予申告書 (農地保有合理化促進事業関係) 第二十条
- 第十九号の様式 (その六) 不動産取得税徴収猶予申告書 (土地改良区関係) 第二十条
- 「第十九号の様式 (その一) 不動産取得税徴収猶予申告書 (住宅用土地関係) 第二十条
- 第十九号の様式 (その二) 不動産取得税徴収猶予申告書 (耐震基準不適合既存住宅関係) 第二十条
- 第十九号の様式 (その三) 不動産取得税徴収猶予申告書 (被収用不動産等関係) 第二十条
- 第十九号の様式 (その四) 不動産取得税徴収猶予申告書 (譲渡担保財産関係) 第二十条
- 第十九号の様式 (その五) 不動産取得税徴収猶予申告書 (再開発会社関係) 第二十条
- 第十九号の様式 (その六) 不動産取得税徴収猶予申告書 (農地利用集積円滑化団体等関係) 第二十条
- 第十九号の様式 (その七) 不動産取得税徴収猶予申告書 (土地改良区関係) 第二十条

店・出張所等の設定」を「支店・出張所等の設置」に改める。

第十九号の様式 (その一) (表) 中「選」を「裁」に、

- 「 又は名称 (電話 局 番) を
- 「 又は名称 電話番号 ( ) に「徴収猶予取消し

税額」を「徴収猶予取消税額」に、「徴収猶予取消し決定年月日」を「徴収猶予取消決定年月日」に、「徴収猶予取消

し通知年月日」を「徴収猶予取消通知年月日」に改める。

第十九号の三様式(その六)を第十九号の三様式(その七)とする。

第十九号の三様式(その五)中「農地保有合理化促進事業関係」を「農地利用集積円滑化団体等関係」に、

年 月 日 石川県 事務所長殿	を
年 月 日 石川県 事務所長 様	に改め、同様式備考 1

中「農地保有合理化促進事業」を「石川県税条例第78条の6第1項に規定する農地売買等事業」に改め、同様式を第十九号の三様式(その六)とする。

第十九号の三様式(その四)備考 1 中「都市開発法」を「都市再開発法」に改め、同様式を第十九号の三様式(その五)とする。

第十九号の三様式(その三) 中

年 月 日 石川県 事務所長殿	を
年 月 日 石川県 事務所長 様	に改め、同様式を第十

九号の三様式(その四)とする。

第十九号の三様式(その一) 中

年 月 日 石川県 事務所長殿	を
年 月 日 石川県 事務所長 様	に改め、同様式備考 1

中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同様式を第十九号の三様式(その三)とし、第十九号の三様式(その一)の次に次の様式を加える。

第19号の3様式 (その2) (表)

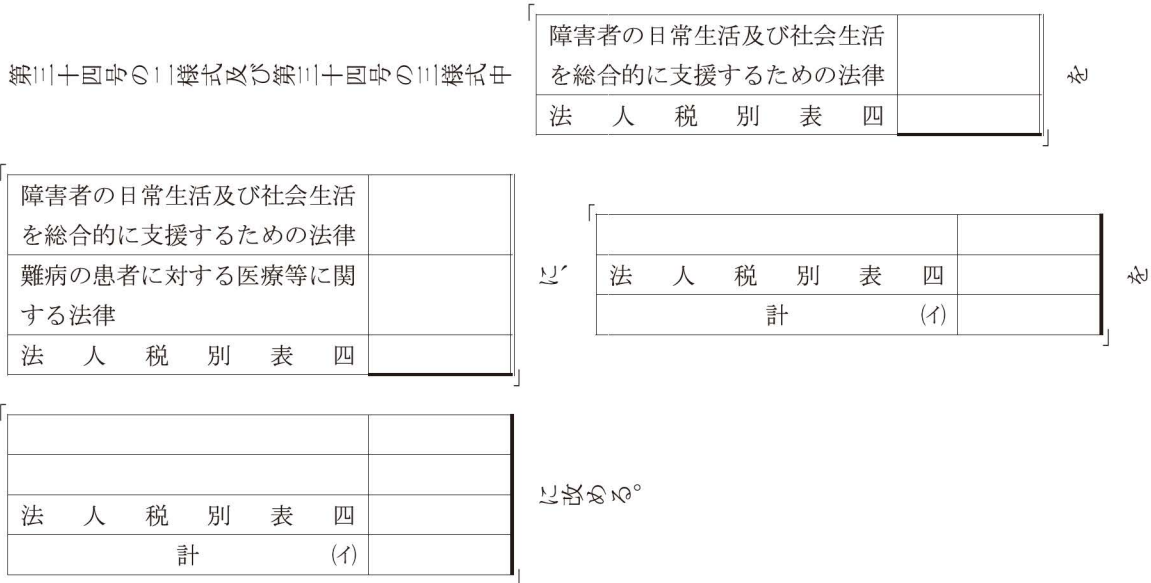
整理番号	
不動産取得税徴収猶予申告書 (耐震基準不適合既存住宅関係)	
石川県	事務所長 様
年 月 日	
住 所	
ふりがな 氏名又は名称	
電 話 番 号 (      )      -	
次のとおり徴収猶予を受けたいので、申告します。	
取得した住宅	所 在 地
	家 屋 番 号
	構 造
	床 面 積
	取 得 年 月 日
	取 得 原 因
	新 築 年 月 日
耐震改修完了予定年月日	
参 考 事 項	

次の欄は、記入しないでください。

賦 課 税 額	年 度	年度	税 額	円
	納 期 限	年 月 日	納税通知書番号	第 号
徴収猶予を承認する税額				円
徴収猶予を承認する期限	年 月 日	徴収猶予承認通知書 整 理 番 号		
住 宅 取 得 年 月 日	年 月 日			
減 額 す る 税 額	円	減 額 処 理 年 月 日	年 月 日	
徴 収 猶 予 取 消 税 額	円	徴収猶予取消決定年月日	年 月 日	
		徴収猶予取消通知年月日	年 月 日	
摘 要				

第19号の3様式 (その2) (裏)

- 備考 1 この申告書は、住宅（床面積が50㎡以上240㎡以下で、新耐震基準に適合していない住宅に限りま  
す。）を取得した日から60日以内に提出してください。
- 2 この申告書は、個人が住宅を取得した日から6月以内に当該住宅に耐震改修を行い、その証明を受  
け、かつ自己の居住の用に供する計画がある場合に提出するものです。
- 3 徴収猶予される税額は、当該住宅が新築された時において控除するものとされていた額に税率を乗  
じて算出した額になります。
- 4 本人が自署する場合は、押印を省略することができます。



附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十四号の二様式及び第三十四号の三様式の改正規定は、平成二十七年一月一日から施行する。
- この規則による改正前の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成二十六年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十五号

中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例施行規則を廃止する規則

中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和四十四年石川県規則第六号）は、廃止する。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による廃止前の中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行後も、中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例（平成二十六年石川県条例第三十二号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による廃止前の中部圏の都市開発区域における県税の課税の特例に関する条例（昭和四十四年石川県条例第七号）の規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

石川県健民自然園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第二十六号

石川県健民自然園条例施行規則の一部を改正する規則

石川県健民自然園条例施行規則(平成六年石川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「石川県片野鴨池<sup>かほ</sup>健民自然園指定管理者指定申請書」を「(健民自然園の名称)指定管理者指定申請書」に、「石川県片野鴨池<sup>かほ</sup>健民自然園の」を「(健民自然園の名称)の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の石川県健民自然園条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による石川県夕日寺健民自然園の指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。)の指定及びこれに係る手続その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前において、この規則による改正前の石川県健民自然園条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則の相当規定によりなされたものとみなす。

